

## 議案第 1 4 号

清水町保育所条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 1 0 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町保育所条例の一部を改正する条例

清水町保育所条例（昭和 38 年清水町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名称	位置	入所定員
清水町立しみず保育所	清水町北 1 条 1 丁目 1 番地	200 人

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。